

問題行動等への対応

<重点>

- 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しと実効性のある校内指導体制の構築を促す。
- 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、教員や警察OB等の生徒指導支援員を配置する。
- 「チームで取り組む中1不登校改善モデル」の全小・中学校での実施を促す。

学校の指導体制の充実

問題行動等の未然防止
早期発見・早期対応

学校と関係機関との連携強化

◎ 指導主事学校訪問における「いじめ問題等に係る話合い」の実施

- いじめを生まない学校づくりについて、各学校で実践的な研修を行う。

◎ 「学力向上に向けた5つの提言」に基づいた分かる授業の実践

- 児童生徒一人一人が達成感・自己有用感を味わえる「分かる授業づくり」、「できる授業づくり」を促す。

教育相談充実事業（小・中）

スクールカウンセラーの配置

- スクールカウンセラーを公立全中学校及び全市町村に広域カウンセラーとして配置
- 児童生徒等及び保護者からの相談対応及び教員への指導助言
- 校内教育相談体制の充実及びカウンセリング等に関する助言
- 要請のあった学校への緊急派遣

教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所（地域事務所）管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応（各教育事務所等に配置）

- 不登校児童生徒保護者対象相談会・懇談会での講話、教育相談の実施
- 緊急対応、心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

適応指導教室へのボランティア派遣

- 適応指導教室県内10か所で運営
- 適応指導教室へのけやきフレンドの派遣

学校教育活動復旧支援員の配置

- （市町村委託）
- 被災した児童生徒の心のケア
- 被災した学校の教職員保護者への援助、助言等

登校支援ネットワーク事業（小・中）

* 不登校の児童生徒の再登校に効果的な訪問指導ができる事業で構成

- 県に「登校支援ネットワーク推進協議会」設置
- 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」設置
- 退職教員や相談活動経験者等訪問指導員を配置
- 不登校児童生徒及び保護者を対象に訪問指導（相談及び学習支援）
- 問題行動等研修会の開催
- 不登校対策推進協議会の設置・開催
- みやぎ小中学生いじめゼロCMコンクールの開催
- みやぎ小学生いじめ問題を考えるフォーラムの開催

① スクールソーシャルワーカー活用事業

② 在学青少年育成員の配置 各教育事務所（地域事務所）に配置

③ 問題を抱える子ども等の自立支援事業

ネット被害未然防止対策

- 講演会の開催とフィルタリング機能の普及促進・情報モラルの啓発
- 県教委主体によるネットパトロールの実施

高等学校スクールカウンセラーの配置

- 不登校や中退、問題行動等の対応や、生徒の精神的な安定を図る支援を行うため、県立高等学校に専門カウンセラーを配置
- 生徒、保護者、教職員に対する計画的、継続的なカウンセリング
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

みやぎアドベンチャープログラム（MAP）事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向け、みやぎアドベンチャープログラム（MAP）を展開するための指導者の養成や研修、事例研究等を行う。また、心の復興支援プログラム推進事業として、震災後の児童生徒の心の復興を図ることができるよう、MAPの手法を取り入れた集団活動を実施する。

総合教育相談

- 児童生徒及び保護者等が抱えるいじめ、不登校等の問題に関する教育相談
- 「不登校・発達支援相談室」で臨床心理士等が行う面談・電話による教育相談
- 24時間子どもSOSダイヤル（24時間いじめ相談ダイヤル）

生徒指導対策強化事業

- いじめ問題対策連絡協議会の設置・開催
- いじめ防止対策調査委員会の設置・開催
- 学校警察連絡協議会の設置・開催
- 生徒指導サポーター・アドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携

生徒指導支援事業（小・中）

児童生徒の問題行動等で課題を抱えている学校に対し教員等を配置することにより、問題行動等の未然防止、早期発見・早期解決を図る。

- 対策推進校の指定
- 問題行動等対策推進協議会の設置
- 教員等の配置
- 生徒指導アドバイザーの派遣
- 生徒指導主任研修会

全ての児童生徒が
「行きたくなる学校」づくりを目指す

生徒指導の3機能を生かした授業づくりの推進

- 自己決定
- 自己存在感
- 共感的人間関係

志教育の推進

志教育の推進と授業の充実